

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成 27 年 2 月 6 日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）改定支援業務委託

(2) 目的

世田谷区は平成 22 年 3 月に災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を策定し、災害要援護者の避難支援対策を推進してきた。平成 23 年の東日本大震災や平成 25 年の災害対策基本法の改正等、災害時要援護者対策を取り巻く状況が大きく変化していることから、これまでの計画に基づく取組みの検証を行い、最近の動向も踏まえて、全体計画の改定を行うものである。

(3) 業務内容

全体計画の改定に関する次の内容とする。

全体計画改定の前提となる論点を整理し（国等の動向や先行事例等の調査・分析を含む。）計画策定に関する災害対策推進委員会災害時要援護者支援検討部会（4 回程度開催予定）作業部会（10 回程度開催予定）等で使用する資料を、区担当者との打合せを踏まえ、作成すること。

検討部会・作業部会等に参加し、検討に必要な情報提供を行うこと。

区が実施している災害要援護者支援事業の課題や論点を整理し（他自治体の先行事例等の調査・分析を含む。）事業の見直しに向けた検討を支援すること。

計画改定の各会議での議論をまとめた上で、計画書のたたき台となる計画案を作成すること。

(4) 履行期間

平成 27 年 4 月 10 日（金）（予定）から平成 28 年 3 月 31 日（木）まで

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 4 条 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書を特定するための選定方法

(1) 選定委員会

提案書を合議により審査するため、選定委員会を設置する。

(2) 選考方法

選定委員会にて、提案書の内容および、参加表明者によるプレゼンテーションとヒアリングについて、評価基準により評価を行う。

(3) 決定

選考の結果を踏まえて、選定委員会が最も優秀と認められる事業者を決定する。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務を行うために必要な災害時要援護者支援対策に関する理解度および課題認識等のレベル
- (2) 実施体制（配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連絡体制等）
- (3) 本件に類似する事業の実績
- (4) 企画提案内容の的確性
- (5) 見積もり金額の妥当性
- (6) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
世田谷区保健福祉部計画調整課 計画担当
(世田谷区役所第2庁舎2階、23番窓口)
電話：03-5432-2428 ファクシミリ：03-5432-3017

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成27年2月6日（金）から平成27年2月20日（金）まで
場所：世田谷区ホームページでの閲覧
方法：区ホームページからのダウンロードによる

(<http://www.city.setagaya.lg.jp/soshiki/1080/1092/index.html>)

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成27年2月20日（金）午後4時まで必着
場所：上記(1)担当部課に同じ
方法：持参、または郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）

(4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成27年3月12日（木）午後4時まで必着
場所：上記(1)担当部課に同じ
方法：持参に限る

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)担当部課に同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。
- (8) 当該業務の委託契約の締結は平成27年度予算の配当を条件とし、候補者として選定された場合においても、予算の配当状況等によっては契約を締結しない場合がある。これにより受託者に生じた経費等の負担について、区は補償しない。